

国鉄技第111号
令和6年3月15日

各地方運輸局 鉄道部長 殿
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部長 殿

国土交通省（内閣府のみ）
鉄道局 技術企画課長
（公印省略）

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」
の一部改正について

「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の制定に伴う取扱いについて」（平成
14年3月8日付け国鉄技第164号）を下記のとおり改正したので、了知すると
ともに貴下鉄道事業者を指導されたい。

記

「Ⅰ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令関係」及び「Ⅲ 施設及び車両の定
期検査に関する告示関係」の一部を別紙のとおり改正する。